

学校いじめ防止基本方針

埼玉県立川越高等学校

も く じ

はじめに	－ 1
1 いじめの定義	－ 1
2 いじめの様態と基本的な考え方	－ 1
(1) いじめの4つの様態	－ 1
(2) 基本的な考え方	－ 2
3 本校におけるいじめ対策	－ 2
(1) いじめの未然防止	－ 2
(2) いじめの早期発見	－ 3
(3) いじめに対する措置	－ 3
4 校内組織	－ 4
(1) いじめ防止対策委員会	－ 4
(2) 重大事態への対応	－ 5
5 保護者との連携	－ 5
6 懲戒処分	－ 6
7 年間指導計画	－ 6
8 重点的に取り組む課題	－ 7
参考資料	
1 いじめ発見のチェックポイント（生徒指導ハンドブック「New I's」）	－ 8
2 いじめの取組のチェックポイント（同上）	－ 10
3 家庭用いじめ発見チェックシート（同上）	－ 12
4 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（目次）	－ 13

はじめに

本方針は、

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

に基づき、埼玉県立川越高等学校において定めるものである。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

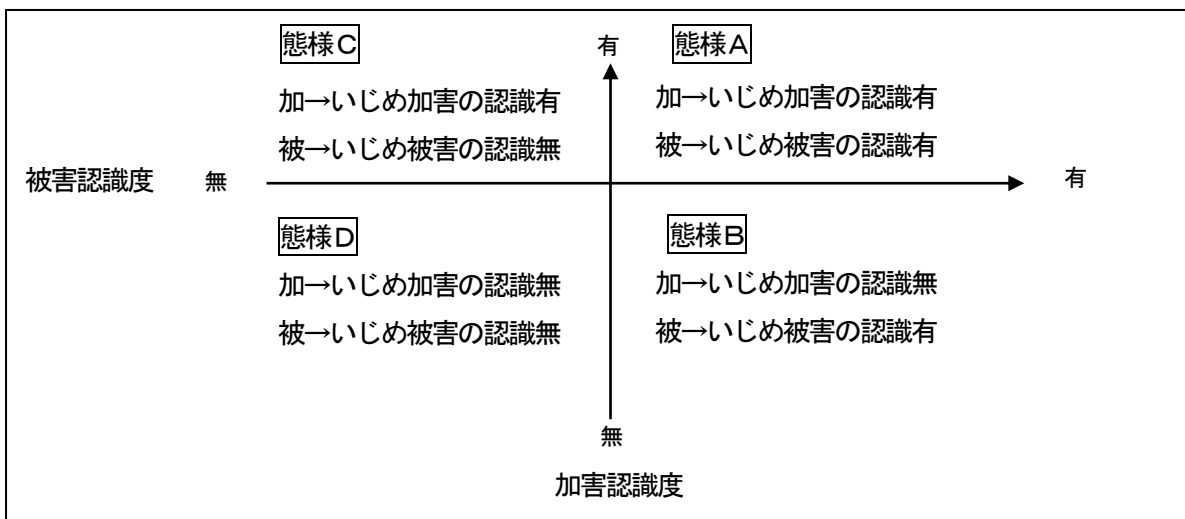
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

を基準として本校ではいじめを以下のように捉える。

2 いじめの態様と基本的な考え方

（1）いじめの4つの態様



態様A (加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有)

例 加害生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害生徒がそれを苦痛に感じている。

態様B (加害生徒にいじめ加害の認識無、被害生徒にいじめ被害の認識有)

例 加害生徒は会うたびに悪口を言ったり、からかうなどの行為を行うが、それは仲間同士の遊びのうちだと思っている。しかし、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

態様C (加害生徒にいじめ加害の認識有、被害生徒にいじめ被害の認識無)

例 加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害生徒も性格的にそれを許容してしまっている。

態様D (加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無)

例 加害生徒は、会うたびに悪口を言ったり、からかうなどの行為を行っているが、それは仲間同士の遊びのうちだと思っている。被害生徒も性格的にそれを許容してしまっている。しかし、まわりから見ると、一方的であり、明らかに行き過ぎた行為としていじめに見える。

(2) 基本的な考え方

一般的な生徒指導 (例えば暴力・器物損壊・喫煙・万引など) では、あくまでも「行為」に対して指導を行い、生徒に望ましい変容を促すことが基本である。しかしながら、いじめは「結果」に対して指導を行うものである。その違いを押さえておくことが肝要であり、かつ「いじめ問題」の難しさがある。

本校では教員 (特定の教員のみによることなく、後述のいじめ防止等の対策のための組織を含む) がいじめられていると思われる生徒の状況や周辺の状況を確認、判断することにより、上記4つの態様すべてのカテゴリーにおいて「いじめ」と判断し、対応するものとする。

特にBやDの態様においては、加害生徒にいじめている認識がないため、加害生徒及びその保護者に対し、いじめと理解させることに困難を伴うことも予想されるが、望ましい人間関係の構築及び重大事態防止 (後述) の観点から積極的に対応していくこととする。

3 本校におけるいじめ対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめ防止の基本的な取組として、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがあることから、どんなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教師としてはっきり示し、生命を大切にする指導を強力に推進する。

ア 学習指導

(ア) 学ぶ意欲を持たせる工夫をし、わかる授業を心掛ける

(イ) 授業改善に努め、生徒一人一人の参加意識を高める

(ウ) 自己の進路実現に向けて、自主的に学ぶ態度を育てる

イ 特別活動

(ア) 学校行事等への積極的な参加を通じて、生徒同士の連帯感を高め、自己肯定感を養う

(イ) 部活動等の自主的・主体的な活動を通じて、達成感・成就感を育成する

ウ 学級経営

(ア) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する

(イ) 生徒一人一人の活躍する場をつくり、居場所づくりに配慮する

(ウ) 生徒が、クラスの一員としての役割を果たせる学級経営を心掛ける

エ 生徒の言動・姿勢

(ア) 仲間の悩みを親身になって受け止めるとともに、自らの周囲においてもいじめ問題が発生するという危機意識を持つ。

(イ) いじめを許さないという断固たる姿勢を示し、お互いの個性を認め合い、協力し合う。

(ウ) 授業や学校行事等、日ごろの学校生活を通して、連帯感を高める。

オ 教師の言動・姿勢

(ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる

(ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する

(エ) 日常の教育活動を通して常に生徒との信頼関係の醸成に努める

(オ) 日ごろの発言や指導においていじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらぬ雰囲気づくりを行う

(2) いじめの早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付かなく、また判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、「いじめかもしれない」との疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく必要がある。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて面談やアンケート調査の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期の実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教員が個人で判断することや、一部の教員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とするとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

ア 加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ 被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。生徒のプライドを傷付けないようにして、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、生徒との信頼関係を築いておく。

ウ 観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ 集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高めさせる。

4 校内組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) いじめ防止対策委員会

特別支援教育委員会（教頭、生徒指導部主任、生徒指導部教育相談係、各学年主任、保健主事、養護教諭）を充て、「いじめ防止対策委員会」と称し、以下の業務を行う。

ア いじめの未然防止、早期発見

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、教員一人一人が、生徒やクラスのわずかな変化も見逃さず、かつ複数の教員で確認できる体制をつくる。

- ・定期または臨時に会議を開催し、生徒の状況について情報共有を図る
- ・スクールカウンセラーとの連携 など

イ いじめ発生時の対応

いじめに当たるか否かの判断を待って対応するのではなく、まずは被害生徒側の観点に立ち、「いじめかもしれない」と判断し、生徒指導部が学年等との連携のもと早期に対応・行動していくことが肝要である。

- ①被害生徒からの聞き取り
- ②被害生徒のケア
- ③保護者への対応
- ④周囲の生徒からの聞き取り
- ⑤加害生徒からの聞き取り
- ⑥回復措置（被害生徒の回復、クラス・部活動の正常化、加害生徒の反省）

(2) 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などのケースを想定する

なお、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したも のとして調査報告に当たる。

イ 重大事態への対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は県教育委員会に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、県教育委員会の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだ「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、対応や調査についても指導・助言を得る。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

5 保護者との連携

(1) いじめについての認識の共有

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

(2) 子供との話し合いの機会

(1) について保護者は十分理解し、子供がいじめの加害者にも被害者にもならないように子供との話し合いの機会を積極的に持ち、必要な指導を行う。

(3) いじめの早期発見等

家庭において日ごろから子供の様子を観察し、いじめの兆候が見られたと思われる際には、すぐに学校と連絡を取り、早期発見、早期解決に努めるものとする。

(4) いじめの加害者としての対応

子供がいじめの加害者となってしまった際には、その事実を受け止め、子供に対して適切な指導を行うとともに、被害者に誠意を持って対応する。

(5) 生命を大切にする指導

子供たちに自ら命を絶つ事故が発生している状況を踏まえ、子供に対し、生命を大切にすることを家庭でも繰り返し行う。

6 懲戒処分

校長は学則第26条により、加害生徒については懲戒処分を行うことができる。また、処分については県の「生徒懲戒の手続等に関する基準」に則り行う。

- 1 生徒に非行があつてその情状が軽いと認められた場合は、その程度に応じ、戒告または謹慎を命ずるものとする。

2 生徒に非行があつてその情状が重いと認められた場合は、その程度に応じ、停学または退学を命ずるものとする。

なお、学校における懲戒処分は、例えば暴力行為における刑事罰（逮捕、審判等）や民事罰（慰謝料、損害賠償等）を妨げるものではない。

7 年間指導計画

(1) いじめの未然防止に係る指導

	1年次	2年次	3年次	その他
4月	始業式 新入生歓迎会	始業式	始業式	いじめ防止対策委員会 (通年)
5月	授業公開 PT会総会 面談週間	授業公開 PT会総会 面談週間	授業公開 PT会総会 面談週間	非行防止強化期間
6月				非行防止強化期間 学校評議員会
7月	非行防止教室 終業式 地区別PT会	非行防止教室 終業式 地区別PT会	非行防止教室 終業式 地区別PT会	非行防止強化期間
8月	保護者面談	保護者面談	保護者面談	
9月	始業式	始業式	始業式	
10月				
11月	三者面談週間	三者面談週間	三者面談週間	いじめ撲滅強化月間 教職員事故防止研修会 人権教育研修会
12月	終業式	終業式	終業式	
1月	始業式 いじめアンケート	始業式 いじめアンケート	始業式 いじめアンケート	
2月				学校評議員会
3月	終業式	終業式	卒業式	
通年	SHR、LHR、学年集会、学校行事			

(2) いじめの未然防止策に係るPDCAサイクルの展開

PLAN	4月	いじめ防止対策委員会の発足、年間計画の策定
	6月	学校評議員会での意見聴取
DO	通年	いじめの未然防止策の実行及び早期発見等の対応
CHECK	1月～2月	年度総括
	2月	学校評議員会での総括

8 重点的に取り組む課題

多くの人々がスマートフォンや携帯電話を持ち歩く現在の著しい情報化社会の中では、誰もがネットいじめの被害者にも、加害者にもなる可能性があるため、生徒・教職員・保護者が協力してその防止に努めることが喫緊の課題である。様々ないじめ問題がある中で、本年度はネットいじめへの対応について重点的に取り組むものとする。

(1) ネットいじめの種類

ア なりすましメール

他人になりすまし、嫌がらせメールを送る。

イ チェーンメール

同じ内容の文を複数の人に転送するよう求めるメール。

ウ 学校裏サイト

掲示板で、キモイ人ランキングなど悪口が書き込まれる。

(2) ネットいじめ

ネットいじめでは、弱いものがターゲットになるとは限らない。ネットを通して誹謗中傷が多数の目にさらされる。匿名や偽名で書き込まれるため、だれが書き込んだか特定できないケースも多い。ネットいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性があるため、学校の内外で24時間起こりうるものである。ネットいじめは、名誉毀損、侮辱行為等の犯罪として起訴できる可能性がある。

(3) 考えられる方策

ア 生徒

- ・ ネットを利用している生徒自身が、挑発的な発言や、写真の投稿などを控える意識をもつ。
- ・ 生徒同士がネットにおける深すぎる関わり合いを避け、お互いに一定の距離を保つようにする。

イ 教職員

- ・ 授業やホームルーム等の様々な機会を捉え、ネットいじめについて考える機会を設ける。
- ・ いじめに関するアンケートを生徒と保護者にとり、いじめの防止に役立てる。
- ・ PT会行事などを活用し、ネットいじめに関して保護者と連携を深める。

ウ 保護者

- ・ ツイッター、フェイスブック、裏サイト等で問題となった事例を親子で話し合う機会を設ける。
- ・ 子供の裏サイトへのアクセスを制限する。
- ・ ネットいじめの例をあげた参考図書を子供に読ませる。

参考資料

1 いじめ発見のチェックポイント（生徒指導ハンドブック「New I's」から抜粋）

朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の生徒より早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係りなどを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やかからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされる <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない
昼食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 昼食をとらない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争をやらされている <input type="checkbox"/> いつも片づけをやらされている
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、濡れたりしている
帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりする <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたままにいる <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れられている
部活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠されている <input type="checkbox"/> 孤立している

<p>放課後から下校時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したように寄ってくる <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る
<p>学校生活全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 特定の生徒の机や持ち物を触ろうとしない <input type="checkbox"/> 提出物等にかげりのある表現が見受けられる

2 いじめの取組のチェックポイント（生徒指導ハンドブック「New I's」から抜粋）

項 目		
指 導 体 制	1	いじめの問題の重要性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践しているか。
	2	いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場所で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
	3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導を行っているか。
	4	いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている生徒を守りとおす姿勢を示しているか。
	5	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にいき、学校全体で対応する体制が確立しているか
教 育 指 導	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
	8	学級活動（HR）の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。
	9	学級活動（HR）や生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。
	10	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
	11	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。
	12	いじめを行う生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。
	13	いじめられている生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。
	14	いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。
	15	部活動における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。
	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。
早 期 発 見	17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
	18	生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。
	19	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
	20	いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか

早期対応	21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をおこなっているか。
	22	校内に生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談（スクールカウンセラー等）の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。
	23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
	24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
	25	生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。
家庭地域との連携	26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。
	27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
	28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。

3 家庭用いじめ発見チェックシート（生徒指導ハンドブック「New I's」から抜粋）

<p>1 起床から登校前</p> <ul style="list-style-type: none">◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである◇けだるそうな、疲れた表情である◇いつもと違って朝食を食べようとしない◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする◇学校に行くのを渋る
<p>2 登校中</p> <ul style="list-style-type: none">◇遠回りして登校している◇途中で家に戻ってくる
<p>3 自宅時</p> <ul style="list-style-type: none">◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない◇いつもより帰宅が遅い◇自転車や持ち物等が壊されている◇学校の話をしなくなる◇外出したがない◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
<p>4 夕食時から就寝まで</p> <ul style="list-style-type: none">◇食欲がない◇特定の友人に対する言葉遣いが不自然に丁寧である◇友達の話をしなくなる◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく◇買い与えた覚えのない品物を持っている◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる◇家族の者と話をしなくなる◇いじめの話をすると強く否定する◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（目次）

目次

はじめに

第1 埼玉県いじめ防止基本方針の策定

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために埼玉県が実施する施策

（1）埼玉県いじめ問題対策会議の組織と役割

（2）埼玉県教育委員会の調査組織の設置

（3）埼玉県が実施する施策

2 いじめの防止等のために県立学校及び私立学校が実施すべき施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

（2）県立学校及び私立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（3）県立学校及び私立学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処

（1）重大事態への対処の流れ

（2）県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校による調査

（3）調査結果の報告を受けた埼玉県知事による再調査及び措置

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項